

第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会設置要綱

(設置)

第1条 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画に基づく新武蔵野クリーンセンター(仮称)(以下「新施設」という。)の建替えにあたり、新施設が備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するため、第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設が備えるべき機能に関する事項
- (2) 新施設の周辺地域のまちづくりに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ市長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年6月30日までとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、環境部クリーンセンターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

(第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会設置要綱の廃止)

2 第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会設置要綱(平成25年8月1日施行)は、廃止する。

別表(第3条関係)

| |
|---------------------------|
| 学識経験者 2人以内 |
| 吉祥寺北町五丁目町会を代表する者 4人以内 |
| 緑町二丁目三番地域住民協議会を代表する者 4人以内 |
| 緑町三丁目町会を代表する者 4人以内 |
| けやきコミュニティ協議会を代表する者 2人以内 |
| 緑町コミュニティ協議会を代表する者 2人以内 |
| 緑懇話会を代表する者 2人以内 |
| クリーンむさしのを推進する会を代表する者 1人 |
| 武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人 |
| 武蔵野市商店会連合会を代表する者 1人 |

第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 委員名簿

| | | |
|---------------------|--------------------------------------|-----------|
| 学識経験者 (2人) | 東京学芸大学名誉教授、 武蔵野市第1回ごみ市民会議委員長 | 小澤紀美子 |
| | 武蔵野大学工学部教授、武蔵野市第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー | 水谷 俊博 |
| 吉祥寺北町五丁目町会（4人） | 高橋 健一 | 高橋 豊 |
| | 早川 峻 | 村井 寿夫 |
| 緑町三丁目町会（4人） | 塩澤 誠一郎 | 藻谷 征子 |
| | 島 英二 | (欠員) |
| 緑町二丁目三番地域住民協議会（4人） | 木村 文 | 興梠 信子 |
| | 千綿 澄子 | (欠員) |
| けやきコミュニティ協議会（2人） | 島森 和子 | 高石 優 |
| 緑町コミュニティ協議会（2人） | 越智 征夫（兼務） | 山崎 君枝 |
| 緑懇話会（2人） | 平田 昭虎 | 岡田 敬一 |
| クリーンむさしのを推進する会（1人） | | 新垣 俊彦 |
| 武蔵野市商店会連合会（1人） | | 花俣 延博 |
| 武蔵野市コミュニティ研究連絡会（1人） | | 越智 征夫(兼務) |

第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会実施要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)の会議の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 協議会の庶務は、環境部クリーンセンターが行う。

(会議の公開)

第3条 会議及びその議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(傍聴)

第4条 傍聴人の定数は、原則として20人とする。

2 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が、職務執行上支障があると認める者

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に協議会の許可を得た者は、この限りでない。

6 傍聴人は、協議会の会議を非公開とする協議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

8 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、協議会の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第5条 事務局は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 会議の議事録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の件名及び概要並びに議決事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

3 議事録は、市政資料コーナーと市ホームページ、ならびに武蔵野クリーンセンター管理事務所にて公開しなければならない。

付 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。